

事務連絡
令和2年5月18日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

緊急事態宣言を受けたバスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策の呼び掛けについて（再要請）

第34回新型コロナウイルス感染症対策本部（5月14日開催）において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されるとともに、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く、39県について、緊急事態宣言が解除されました。緊急事態措置の対象とならない39県においても、時差出勤等に引き続き取り組むとともに、都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行は感染拡大防止の観点から可能な限り控えていただく必要があります（「新型コロナウイルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見（別紙参照）」）。

つきましては、令和2年4月17日付け事務連絡において、バス利用者等に対し、他の地域への不要不急の移動を控える呼びかけを行うよう要請をしたところですが、引き続き、下記を参考に、全ての都道府県のバスの待合所やバスターミナルにおいて、構内放送、要請内容の掲示等により、バス利用者等への呼びかけを行っていただきますよう、貴傘下会員への協力依頼を改めてお願ひいたします。

記

（放送文案（例））

-国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願ひです-

「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、都道府県を跨ぐ、旅行や帰省などの移動は、真に必要な場合を除いて、控えていただきますようお願ひいたします。また、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策や、テレワーク、時差通勤の取組にも、引き続きご協力をお願ひいたします。」

【新型コロナウィルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見－抜粋－】

これまでの努力を無駄にしないために、解除された地域の皆さんに3つのお願いがあります。

第一は、少しずつ段階的にということです。解除された地域の皆さんに、もはや外出自粛はお願いいたしません。それでも、最初は人との面会は避ける、電話で済むものは済ませるなど、人との接触ができる限り減らす努力は続けていただきたいと思います。解除された地域の中でも、県をまたいだ移動については、少なくとも今月中は、可能な限り控えていただきたい。段階的に日常の暮らしを取り戻していただくようお願いいたします。

第二は、前向きな変化はできるだけこれからも続けてほしいということあります。オフィスの仕事については、多くの皆さんの御協力によって、この1か月でテレワークが普及しました。改善すべきは改善しながら、この前向きな変化を今後も継続していただきたい。時差通勤などの取組も、混雑を避ける上で有効であり、是非これからも続けていただきたいと考えています。

第三は、日常のあらゆる場面でウイルスへの警戒を怠らないでいただきたいということです。こまめな手洗いを心がけていただくことはもとより、常に人と人の距離を十分に取り、密集は避ける。外出するときは必ずマスクを着用し、他の人のとの密接はできるだけ避ける。屋内より屋外で、密閉は避ける。専門家の皆さんのが取りまとめた新しい生活様式も参考に、3つの密を生活のあらゆる場面で避けていただきたいと考えています。(略)

総理大臣記者会見（官邸HP）

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0514kaiken.html